

I. 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

笠間市指定 第0891600157号

1. 法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 尚生会
- (2) 法人所在地 茨城県笠間市笠間 1635番地2
- (3) 電話番号 0296-73-5562 FAX 0296-73-5563
- (4) 代表者名 理事長 山口 伸樹
- (5) 設立年月日 昭和62年8月21日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

- 1. 認知症対応型通所介護事業所 令和4年5月1日指定
 - 2. 介護予防認知症対応型通所介護事業所 令和4年5月1日指定
- ※当事業所は認知症対応型共同生活介護事業所と共用して行う事業です。

(2) 名称 「共用型認知症対応型通所介護センター グループホームかさま」

(4) 事業所の所在地 茨城県笠間市石井 2253番地1

(5) 電話番号 0296-71-1055 FAX 0296-70-1256

(6) 開設年月日 平成29年4月1日

(7) 営業日及び営業時間

営業日	日曜日・火曜日・水曜日・木曜日・土曜日（祝祭日含）
休業日	月曜日・金曜日 【12月31日・1月1日・2日】
受付時間	営業日 8:30～17:30
サービス提供時間	営業日 9:00～16:00

(8) 利用定員 営業日 3名

3. 事業所の責任者 管理者 山口 諭

4. 事業の実施地域 笠間市

5. 事業所の目的及び運営方針

共用型認知症対応型通所介護センターグループホームかさま（以下「事業所」という。）は要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

要介護状態であり、認知症である高齢者（認知症の原因疾患が急性の状態にある方を除く。以下同じ）が、可能な限り在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、小規模な生活の中で必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることとする。

事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して認知症通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤 換 算	指 定 基 準
1. 管 理 者	1 名（兼務）	1 名
2. 生 活 相 談 員	1 名（兼務）	なし
3. 介 護 職 員	1 名以上	

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1、管理者（兼務）	早番勤務時間 6:30 から 15:30
	日勤勤務時間 8:00 から 17:00
2、生活相談員	〃 9:00 から 18:00
3、介護職員	遅番勤務時間 10:00 から 19:00
	〃 12:15 から 21:15

8. 事業所が提供するサービスと利用料金

介護及び介護予防サービスの内容は次のとおりとし、認知症対応型通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護及び介護予防サービスが法定代理受領サービスであるときは、市町村が定めた負担割合に準じた額とする。

- (ア) 生活相談 (イ) 介護サービス (ウ) 入浴サービス (エ) 食事サービス
- (オ) 送迎サービス (カ) 延長サービス (キ) 介護方法の指導
- (ク) 健康状態の確認

通所介護計画の作成について

○利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。

○通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。

○通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画を利用者に交付します。

○それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービスの利用料金（契約書第4条参照）

認知症対応型通所介護

＜サービス利用料金（1回あたり）＞

別紙の利用料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金1割、2割、3割の額（自己負担額）をお支払いいただきます。

＜サービスの概要＞

1. 入浴	料 金：	40円
2. サービス提供時間外延長	料 金：1時間	50円

※延長時間は最大で、19：00までの対応が可能となります。（家族送迎に限る）

- ☆ 利用者が要介護認定を受けていない場合には、要介護認定を受けた後、要介護度に応じたサービス料金（自己負担額）をお支払いいただきます。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、利用者負担額を変更いたします。

介護予防認知症対応型通所介護

＜サービス利用料金（1回あたり）＞

別紙の利用料金表によって、利用者の要支援状態に応じたサービス利用料金の1割、2割、3割の額（自己負担額）をお支払いいただきます。

＜サービスの概要＞

1. 入浴	料 金：	40円
2. サービス提供時間外延長	料 金：1時間	50円

※延長時間は最大で、19：00までの対応が可能となります。（家族送迎に限る）

- ☆ 利用者が要支援認定を受けていない場合には、要支援認定を受けた後、要支援状態に応じたサービス料金（自己負担額）をお支払いいただきます。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、利用者負担額を変更いたします。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービスの利用料金（利用契約事項第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

1. 食事の提供

- ・ 利用者に提供する昼食代です。

料 金：1回あたり 600円（夕食代：1回あたり 500円）

2. レクリエーション等、趣味活動

- ・ 利用者の希望によりレクリエーション等、趣味活動に参加して頂くことができます。

料 金：材料代等の実費

3. 日常生活上必要となる諸費用実費

- ・ 日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活上必要とする費用で、利用者にご負担いただくことが適当とする費用についてはご負担いただきます。

料 金：おむつ代等の実費

4. 教養娯楽費

料 金：100 円

5. 認知症対応型通所介護サービス提供時、体調不良等による緊急受診の付き添いを、事業所職員が実施した際には、**受診等付き添い費 1,000 円／回**を徴収する。

(3) サービス提供にあたっての留意事項

- (1) 認知症対応型通所介護利用日の利用料金及び持参金に関すること。
- (2) 各部屋および設備を利用する際の注意事項に関すること。
- (3) 利用者の緊急連絡先および主治医に関すること。

(4) 利用料金の支払い方法（利用契約事項第 7 条参照）

前記認知症型通所介護のサービス料金又は費用は、まとめて 1 ヶ月ごとに計算し、翌月初めに請求書にて請求いたします。指定各金融機関から自動引き落とし確認後、領収書を発行いたします。

★利用料金の支払い方法については、常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、茨城県信用組合、農協、ゆうちょ銀行からの自動引き落としが可能です。

(5) 利用の中止、変更、追加（利用契約事項第 8 条参照）

1. 利用予定日の前に、利用者の都合により、認知症型通所介護の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日、前日までに事業所に申し出て下さい。
2. 利用者の体調不良等により、当日の利用を中止される場合には、前日又は当日の 8 時 0 0 分までに事業所までご連絡下さい。

キャンセル料金はいただきません。

3. 道路の交通状況、送迎中の緊急時等で送迎時間が前後する場合や予定の送迎時間に変更になる場合があります。
4. 利用中、発熱や体調不良がみられた時には、病院受診や早めのご帰宅をお願いする場合があります。受診の際は原則ご家族で送迎をお願い致します。
5. 急変時の場合、救急車の対応とさせていただきます。その際、掛かり付けの病院を救急隊員の方にお伝えしますが、病状や病院の受け入れ状況により掛かり付け以外の病院に搬送される場合があることをご理解下さい。
6. サービス利用の変更・追加の申し出に対して、稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

(6) 事業者の義務（利用契約事項第 10 条参照）

○ 事業者及びサービス従事者の義務について

利用者の状況を把握し利用中に起こりうるリスク（身体面・環境面・利用者間のトラブル）を想定した上で介護サービスを提供しております。介護施設として最善

の注意をもって提供していますが、それでも事故が発生する場合があることをご理解下さい。そのうえで、事業者は利用者に対してサービスを提供するにあたって、次の事を守ります。また、身体拘束は基本的に行わないこととしていますが、緊急やむを得ない（利用者の生命又は身体が危険にさらされる）場合には事前に承諾を得た上で行うことがあります。

1. 利用者の生命、身体、財産の安全に配慮致します。
2. 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、主治医と連携の上、利用者から聴取、確認します。
3. 事業者はサービス提供時において、利用者の身体に急変その他緊急に処すべき事態・事故が発生した場合は速やかに主治医と連携し、適切な医療処置を講じます。また、事故の場合改善策を定めてサービス従事者等に周知徹底し、再発防止に努めます。
4. 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に非難・救出その他必要な訓練を行います。
5. 利用者に対する情報を必要に応じて代理人又は身元引受人に報告いたします。
6. 利用者提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者及び身元引受人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。従業者・設備・備品及び会計に関する諸記録を整理しておくものとする。
7. 身体拘束は基本的に行わないこととします。ただし緊急やむを得ない場合のために事前に承諾を得た上で行う場合があります。
8. 担当者の変更等、福祉器具の交換等に希望がある場合は事業所の責任者へご相談下さい。
9. 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
10. 連絡事項がありましたら、利用者並びに家族への通知を行います。

（７）利用者の義務（利用契約事項第 12 条参照）

○ 利用者の施設利用上の注意義務について

利用者は、施設・設備について、事故又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復する、又は相当の代価を支払うものとする。

備品について、故意に滅失、破損、汚損した場合にはそれにかかる費用の負担をお願いする場合がございます。

○ 利用者の禁止行為について（利用契約事項第 13 条参照）

施設敷地内は全て禁煙となります。

ペット及び刃物等の危険物の持ち込み、サービス従事者または他の利用者に著しく迷惑を及ぼすような宗教・政治・営利活動及び暴言暴力・セクハラ等の行為を行うことは禁止致します。

○ 担当者の禁止行為について

サービス提供契約の実施以外の営利行為や宗教勧誘等を禁止致します。

（８）緊急時の対応

認知症対応型通所介護サービスを実施中に、利用者の症状に急変その他、緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医、家族及び市町村介護保険担当課、担当介護支援専門員等に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者への報告を行う。

また、その他緊急事態への対応は別に定める非常時対応マニュアルに基づいて実施する。

(9) 損害賠償 (利用契約事項第14条参照)

○ 損害賠償責任保険への加入

事業所は下記の損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

■損害賠償責任保険：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

■自動車保険：東京海上日動火災保険株式会社

○ 損害賠償責任

利用中、様々な場面での事故(介護中や施設車両での送迎中)が想定されますが、万が一事故が発生した場合、誠意を持ち利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務等に違反した場合も同様とします。

○ 損害賠償がなされない場合 (利用契約事項第15条参照)

利用者が契約時に、心身の状況や病歴等の重要な内容について、故意に隠しそれが原因で起きた事故の場合、持病や加齢に伴った急激な体調の変化等、事業所が行ったサービスを原因としない理由で、利用者に障害が発生した場合には損害賠償が適用されません。また、利用者同士トラブルについては双方での解決となります。損害賠償の適用に関しては第三者機関が介入し判断をすることとなります。

(10) 重要事項の変更について

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じる事が予想される場合や変更された場合は重要事項説明書変更に関する書類を交付して郵便にて通知を行います。

(11) 契約解除 (利用契約事項第20条参照)

○ 事業所からの契約解除

以下の事項に該当する場合には、事業所との契約を解除とさせていただくことがあります。

1. 契約締結時において、利用者の身体の状態や病歴及び利用者に関わる重要事項を故意に隠した場合、又は偽りを告げたことにより本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
2. 利用者によるサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上滞納し、その後の催告後30日以上支払わない場合。
3. 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・財物・信用等を傷つける恐れがある、または重大な自傷行為を繰り返すなど本契約を継続しがたい事情が生じた場合。
4. 利用者が他の介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設)などに入所した場合。

○ 利用者からの契約解除

契約期間中であっても、利用者は事業所との契約の解除を申し出ることができます。ただし、以下の場合には即時に契約を解除することができます。

1. 介護保険の給付対象外となる利用料金の変更に同意ができない場合。
2. 利用者が他介護保険施設へ入所された場合。
3. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める認知症対応型通所介護サービスを実施しない場合。

4. 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
5. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
6. 他の利用者から身体・財物・信用等を傷つけられた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

9. 身元引受人

利用者には利用契約に伴い身元引受人を定めていただきます。身元引受人には契約に基づき利用者と同様の責任を負っていただくこととなります。

10. 苦情の受付について（利用契約事項第24条参照）

（1）当事業所における苦情の受付 TEL0296-71-1055

- 苦情受付窓口担当者
〔職氏名〕 相談員 塚本智美
- 苦情解決責任者
〔職氏名〕 管理者 山口諭
- 受付時間 9:00～18:00（休業日を除く）

※その他の受付：苦情受付ボックスを正面玄関及び事業所玄関に設置しております。
苦情だけでなく、利用中のご要望やご希望がある場合も遠慮なくお伝え下さい。

（2）当法人における苦情の受付 TEL0296-73-5562

- 苦情受付窓口
社会福祉法人 尚生会 法人本部
- 受付時間 8:30～17:30

（3）第三者委員による苦情の受付

事業所が選任しました第三者委員においても、苦情やご相談を受け付けております。

委員は、当法人の監事、評議委員及び介護老人福祉施設家族会会長の方です。
詳細は事業所玄関及び介護老人福祉施設正面玄関に掲示しております。

（4）行政機関その他苦情受付機関

笠間市役所 保健福祉部 高齢福祉課 介護保険グループ	〒309-1792 笠間市中央 3-2-1 TEL 0296-77-1101
国民健康保険団体連合会 「介護保険課介護保険苦情相談室」	〒310-0852 水戸市笠原町 978-26 TEL 029-301-1565
茨城県社会福祉協議会 「(茨城県運営適正化委員会)」	〒310-0851 水戸市千波町 1918 直通 029-305-7193

※施設の窓口だけでなく上記の機関を通してでも受付けています。